

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026 年 9 月 1 日～2029 年 8 月 31 日（3年間）

2. 目標と取組内容・実施時期

< 目標 1 >

女性労働者の平均継続勤務年数を 5 年 以上にする

< 実施時期・取組内容 >

- 2026 年 10 月～ 女性が働きやすい環境づくりに取り組む。
- 2027 年 4 月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する。

< 目標 2 >

全社員の一月当たりの平均残業時間を 10 時間以内とする

< 実施時期・取組内容 >

- 2026 年 10 月～ 長時間労働削減の方針について、経営者からメッセージを発信する。
（毎年 1 回実施）
- 2027 年 4 月～ 毎週金曜日は、管理職も含めたノー残業デーとする。